

広島県選挙管理委員会告示第二十八号

令和四年三月二十七日執行の広島県議会議員府中市神石郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

令和四年三月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

金 額 七、一八五、八〇〇円